

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	場所	時間
令和5年7月25日（火）	松本市役所東庁舎4F（第二委員会室）	午後1時30分～4時30分

※ 当日は『来庁者駐車場』に駐車いただき、駐車券を会場までお持ちください

2 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」について

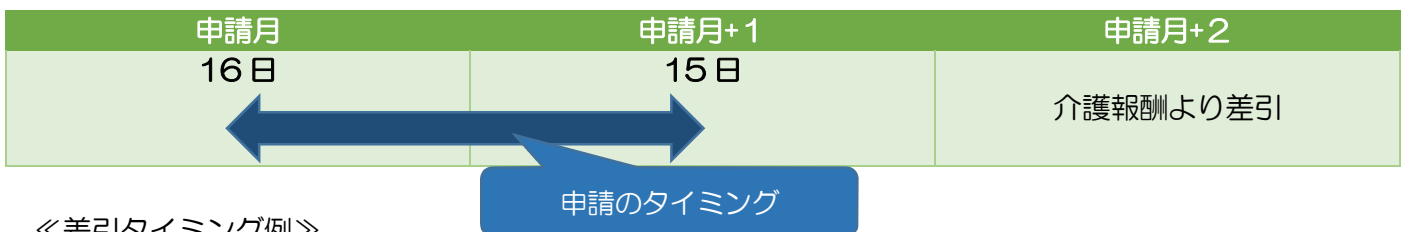
新規または、現在の事業所情報や請求方法等に変更があった場合、国保連に「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を提出します。事業所の請求や介護報酬の支払いに係る重要な書類ですので、記載もれや誤りの無いようご注意ください。

また、本様式は本会にご連絡いただいた時点で送付いたしますが、提出の際は必ず郵送でお願いいたします。

なお、記載方法等についても一緒に送付しておりますが、ホームページにも掲載しておりますので併せてご確認ください。

3 ケアプランデータ連携システムのライセンス料について

標記システムは令和5年4月20日から利用開始となっています。システム利用に係るライセンス料は介護報酬からの差引を基本としており、差引のタイミングについては以下のとおりとなっていますのでご確認ください。なお、差引を希望されない事業所については、請求書送付による口座振込みも可能です。



《差引タイミング例》

利用申請期間	ライセンス料差引タイミング
令和5年4月1日～4月15日※	令和5年6月支払いの介護報酬から差引
令和5年4月16日～5月15日	
令和5年5月16日～6月15日	令和5年7月支払いの介護報酬から差引
令和5年6月16日～7月15日	令和5年8月支払いの介護報酬から差引
令和5年7月16日～8月15日	令和5年9月支払いの介護報酬から差引

※利用申請開始月の為

4 給付管理票提出時の留意点について

サービス事業所の届出内容の変更や新規事業所の開始に伴い、給付管理票の提出において下記①～③の事例で返戻の対象となる誤りが多数見受けられます。以下の内容を確認していただき、正しい記載・入力での提出をお願いします。

- ①サービス事業所の事業所番号に変更があったが、以前の事業所番号のまま本会へ提出した。
 - ②サービス事業所のサービス種類の登録と識別コード欄の記載・入力が誤った状態で本会へ提出した。
(例) 地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したサービス事業所があったが、識別コード欄を「1 指定事業所」として記載し、本会へ提出した。
- ※請求ソフトの事業所マスタの識別コードを誤ったまま登録しており、修正せずに給付管理票の提出を行う居宅介護支援事業所等(居宅・地域包括)が散見されますのでご注意ください。(下図参照)
- ③サービス事業所から新たな加算(限度額管理対象)の届出をした旨の連絡があったが、計画単位に含めず給付管理した。
- ⇒①、②ともに給付管理票の記載誤りのため、給付管理票が返戻となりサービス事業所の請求が全て「保留」となります。
- ③はサービス事業所が返戻(「査定でエラーのあるもの」となります。また、給付管理票も「修正」で再提出する必要があります。

上記の場合、該当する介護給付費等が事業所へ支払われませんのでご注意ください。

様式第十一 給付管理票

保険者番号 9 9 0 0 0 0		保険者名 △△市	
被保険者番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		被保険者氏名 フリガナ カゴ 介護 太郎	
生年月日 5 年 5 月 5 日	性別 男・女	要支援・要介護状態 事業対象者 要支援1・ 要介護①・2・3・4・5	
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額		限度額適用期間	

サービス事業所の作成区分は以下のとおり。

事業所番号(3桁目)	事業所区分	識別コード
1~7、B(※1)	指定	1
8	基準該当	2
7、9(※2)	地域密着型	5
1~9、A(※3)	総合事業	6

※1 地域密着型サービス・総合事業サービスを除く
 ※2 地域密着型サービスの場合
 ※3 総合事業サービスの場合

事業所番号が変更となった場合、事業所番号欄を必ず修正してください。

サービス事業者の事業所名	事業所番号(県番号-事業所番号)	指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
A事業所	2 0 7 0 0 0 0 0 0 1	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所リハ	1 6	1 2 7 0
B事業所	2 0 8 0 0 0 0 0 0 2	指定・基準該当・地域密着・総合事業	短期入所生活介護	2 1	9 6 7 5
C事業所	2 0 9 0 0 0 0 0 0 3	指定・基準該当・地域密着・総合事業	地域密着型通所介護	7 8	1 3 0 0
D事業所	2 0 A 0 0 0 0 0 0 4	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所独自	A 6	1 3 0 0
合計					1 3 5 4 5

請求ソフトをお使いの場合は、事業所番号と識別コードの登録が正しいか、再度確認をお願いします。

令和5年6月審査分の支払日は7月28日(金)、令和5年7月審査分の締め切りは7月10日(月)です。6月審査分の返戻通知等の送信日は7月3日(月)夕方、発送日は7月4日(火)を予定しております。